

平成 2 3 年度事務事業評価調書

平成 2 3 年度作成

平成 2 2 年度 実施事業	事務事業名 登別市民憲章推進協議会助成金
-------------------	-----------------------------

区分	番号	名 称
章	6	担いあうまちづくり
節	1	協働のまちづくりの推進
施策	2	まちづくり活動の推進
小分類	1	多彩なまちづくり活動の支援
主要な施策	2	コミュニティ活動の支援
事務事業番号	004	事務事業コード 61212004 事業開始年度 昭和 4 3 年度 事業終了年度 平成 - 年度

会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名	市民憲章推進協議会助成金
------	------	------------	--------------

部 名	総務部	グループ名	政策推進室企画 G
-----	-----	-------	-----------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

目的	<p style="background-color: #fff9c4; margin: 0;">(事務事業の実施目的を具体的に記載してください)</p> 市民憲章の周知を図り、市民生活に浸透していくよう努め、より豊かな郷土をつくるため、本協議会が展開する活動に対し支援することを目的とする。
手段 (事業の内容・活動)	<p style="background-color: #fff9c4; margin: 0;">(目的を達成するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載してください)</p> 学校訪問による普及活動など、市民憲章推進に関する各種活動を行っている本協議会に対し、活動の支援として助成金を交付する。 【平成 2 2 年度の主に事業実施内容】 ①総務部会 ・市民憲章推進活動の研修会の実施（先進地視察）。 【千歳市民憲章推進協議会との研修会 参加者数 1 3 名】 ②広報部会 ・広報のぼりべつの紙面を活用し、市民憲章の普及を目的とした記事の掲載を行う。 【広報のぼりべつ平成 2 2 年 8 月 1 日号、平成 2 3 年 3 月 1 日号に掲載】 ③啓発部会 ・市内学校訪問による啓発活動を行い、市民憲章の理解と普及を図る。 【幌別・幌別東・幌別西・青葉・鷺別・登別・富岸小学校の小学 3 ～ 5 年生を対象に実施】 その他 ・緑の募金活動の実施
成果	<p style="background-color: #fff9c4; margin: 0;">(事務事業の実施成果を具体的に記載してください)</p> 市民憲章の普及・啓発活動など、本協議会が展開する各種事業を継続して実施することにより、市民憲章の浸透が図られている。
根拠法令等	<p style="background-color: #fff9c4; margin: 0;">(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載してください)</p> 登別市民憲章推進協議会規約

指標の推移

区 分		単位	区分	22年度 実績	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標		回	目標値	7	8	8	8	8
			実績値	7	/	/	/	/
			目標値					
			実績値		/	/	/	/

事業費の推移

区 分			単位	22年度 決算	23年度 当初予算	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込	24～26 年度
事業の 財源内訳	国庫支出金	名称	千円						0
	道支出金	名称	千円						0
	地方債	名称	千円						0
	その他	名称	千円						0
	一般財源	名称	千円	150	150	150	150	150	450
合 計				150	150	150	150	150	450
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費			職 員	千円	431	443			
			嘱 託 員	千円	0	0			
			臨時職員	千円	0	0			
			合 計		431	443			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後も市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 本協議会の活動は、市民憲章の普及・啓発を行い、明るく住みよいまちづくりを推進することを目的としていることから、本協議会の活動を支援するための助成は妥当である。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 広報紙への記事掲載や市内学校における市民憲章の啓発活動などを行うことにより、市民生活へ市民憲章の精神が浸透していくものと判断する。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 市民憲章をより浸透させるための取組を継続して行うことにより、市民意識の向上を図ることができる考える。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 限られた財源の中で活動しているため、市からの助成金の削減は難しい。

担当グループによる評価

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	本協議会が実施する各種実践活動により、市民憲章の精神の市民生活への浸透が図られている。 今後においても、普及・啓発等の活動を支援するため、助成を継続する。
----	----------------------	--

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

維持	備考
----	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）